

令和7年度



歯科健診

無料

を実施します

- 対象者：◇令和7年4月1日時点で40～70歳の5歳きざみの町民の方
(昭和29、34、39、44、49、54、59年度生まれの方)
- ◇妊娠中の町民の方
- ◇75歳以上の町民の方
- ※現在、歯科医院で治療中の方は対象となりません。

対象者の方には、ご自宅に通知が届きますので、
ご確認ください。

- 場所：は一と歯科クリニック(市北4)・山崎歯科医院(市北5)
- 期間：通年実施(令和7年4月1日～令和8年3月31日まで)
※年度内に一人1回受診可能です
- 方法：保健センターに申込みいただき、後日問診票等が届きます。
どちらかの歯科に予約し、必要書類を持参し受診してください。



歯科健診はなぜ必要？

日本人の40歳以上の8割が歯周病だといわれています。
しかし、歯周病は初期段階では自覚症状があまりなく、
自分でチェックすることも難しいため、自分が歯周病であると
気づかない人も多くいます。



悪くなってからではなく、予防のためにも定期的に歯科健診を受けましょう。
また、口の中を清潔にして細菌を減らすことは、誤嚥性肺炎やウイルス性疾患の
予防にもつながります。お口の健康を確認するとともに、この機会に毎食後の歯磨き
をはじめ、お口の健康を保ちましょう。

健診で早期発見・早期治療をすると、進行してから治療をするより、費用や時間の
大きな節約になります。

問合せ・お申込み先

保健福祉課保健係(保健センター):53-3155(IP共通)